

柔道整復療養費検討専門委員会の 議論の整理に係る検討(案)－2

(前回から変更のあるもの)

②「亜急性」の文言の見直し

- 現在の留意事項通知(平成9年4月17日付け保険発第57号)では、「療養費の支給対象となる負傷は、急性又は亜急性の外傷性の骨折、脱臼、打撲及び捻挫であり内科的原因による疾病は含まれないこと。なお、急性又は亜急性の介達外力による筋、筋の断裂(いわゆる肉離れをいい、挫傷を伴う場合もある。)については、第5の3の(5)により算定して差し支えないこと。」とされている。
- これは、柔道整復のうち、療養費の支給対象となるものを示したものである。
- また、平成15年の質問主意書に対する政府の答弁書では、『「亜急性」とは、身体の組織の損傷の状態が急性のものに準ずることを示すものであり、「外傷性」とは、関節等の可動域を超えた捻れや外力によって身体の組織が損傷を受けた状態を示すものである。』とされている。

- これらを整理すると、療養費の支給対象となるものは、
 - 骨折、脱臼、打撲及び捻挫・介達外力による筋、腱の断裂（肉離れ）
 - 外傷性のもの（外傷性とは、関節等の可動域を超えた捻れや外力によって身体の組織が損傷を受けた状態）
 - 急性又は亜急性、すなわち身体の組織の損傷の状態が慢性に至っていないもの
 - 内科的原因による疾患は含まれないこと。すなわち、外傷性であること、負傷の原因が明らかであることと考えられる。

- 以上を踏まえ、留意事項通知を、以下のとおり改正する。
 - ※ なお、この改正は、療養費の支給対象を明確化するものであり、改正前後で療養費の支給対象を見直すものではない。

⑦関係

- 施術・請求内容の確認のため、以下の取組を行う。
 - (1) 患者から一部負担金の支払いを受けるときは、正当な理由がない限り、領収証を無償で交付するとともに、患者から求められたときは、一部負担金の算定の基礎となった項目ごとに記載した明細書を交付する。(現行どおり)
 - (2) 保険者等が、施術管理者に対して、領収証の発行履歴や来院簿その他通院の履歴が分かる資料の提示及び閲覧を求めることができる。(29年10月～)
 - (3) さらに、施術者が、患者が前月分の請求後に来院した場合に、前月の支給申請書の「写し」又は明細書を、患者又は家族に交付する(既に(1)により明細書を交付している場合を除く。)などにより、患者が施術・請求内容を確認する取組について、平成31年中の実施に向けて検討する。
 - 患者による施術・請求内容の確認については、上記のほか、「施術毎に患者が施術内容を確認の上署名する方法」や、「施術内容が分かる領収証を発行する方法」なども考えられる。

⑩ 施術管理者について研修受講や実務経験を要件とする仕組みの導入

○ 実務経験の期間を3年とする場合、病院、診療所（指定保険医療機関）での従事期間について、最長2年まで（実務経験の期間を2年とする間は最長1年まで）実務経験の期間として参入することを認め、残りの1年以上は施術所における実務経験を求めることとする。

※ 実務経験の期間は、平成33年度までは1年以上とし、その実施状況を踏まえつつ、平成34・35年度は2年以上、平成36年度からは3年以上とすることとされている。

※ 現在、勤務柔道整復師の約2割（約4000人）が病院、診療所で勤務しており、このような者の実務経験を認めるもの。

なお、柔道整復師を患者と接する職員として雇用している場合に実務経験を認めるものであり、柔道整復師を雇用していない場合には病院、診療所が実務経験の証明をする必要はない。

⑫電子請求に係る「モデル事業」の実施

- 現在、一部保険者と、電子請求に係るモデル事業を実施すべく、調整を行っているところであり、引き続き実施に向け作業を進める。
- 電子請求の導入に当たって、現行の療養費支給申請の流れや電子請求の導入に当たって検討すべき具体的な事項を把握するため、一部の保険者、一部の施術者に対して実態調査を開始したところ。
- さらに今後、請求の電子化や審査基準の明確化などの状況も踏まえながら、審査支払機関での統一的な審査などについても平成30年度から検討していく。

⑭不適正な広告の是正

- 柔道整復の広告について、ガイドラインの作成を検討し、ガイドラインに基づき、不適正な広告を掲げている施術所への指導を徹底する。

※平成30年度にガイドライン作成を含む広告に関する検討会を開催予定(第1回を5月10日に開催予定)。

⑰ 支給申請書における負傷原因の記載を1部位目から記載すること

- 支給申請書における負傷原因の記載について、1部位目から求めるべきといった意見があった一方で、全ての支給申請書に1部位目から負傷原因を記述することは負担が大きいため、重点的な審査の実施を優先すべきとの意見があり、さらに検討することとされている。
- 負傷原因の1部位目からの記載については、平成29年10月から、柔整審査会の権限の強化や重点的な審査の実施を行っているところであり、その実施状況を確認しながら、その必要性についてさらに検討することとする。

⑱問題のある患者に対し、保険者において受領委任払いではなく、償還払いしか認めない権限を与えること

- 問題のある患者について、保険者において受領委任払いではなく、償還払いしか認めない権限を与えることについては、現在、あはき療養費についても、長期・頻回の施術について同様の仕組みを検討しているところであり、その検討状況を踏まえながら、引き続き検討する。